



COIの現場と今後

2015年5月20日

東京医科歯科大学客員教授
徳島大学客員教授
レックスウェル法律特許事務所所長
弁護士・弁理士 平井昭光

現場の状況

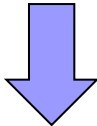
- 1997年頃からCOIの導入が進み、全国的にその必要性が知られるに至った。
- COIポリシーの制定、COI委員会の設置、委員会での議論は進みつつある。
- しかしながら、COIのアドバイザーを活用してのヒヤリング、産学官連携活動の修正のアドバイス、実行(enforcement)については未だ不十分。

ヒヤリングの重要性

■ COIヒヤリングの効能

- 対象者のCOIについての理解が深まる。
- 組織側の問題点(規則の不備等)が明らかになる
- ヒヤリングを毎年続けることによって、COIについての組織内の啓発活動に繋がる。
- 修正の必要な産学官連携活動を見出し、事前に修正ができる(自己申告だけでは見えてこないことも多々ある)。

ヒヤリングの実際

- 国立大学法人においては年間5人程度、大規模な独立行政法人でも年間10人程度
 - 問題は、どうやってこの対象者を選び出すか
- 
- 利害 (interest) のマトリクス表を作る。そのマトリクス表の中から重要と思われる者を特定する。具体的には、エクイティ、(役員)兼業、共同研究の三種の神器(?)に加えて、物品購入、奨学寄付金などのファクターを重みづけ考慮して決定する。

人材の育成

- COIの自己申告をウェブベースでできれば、後はそのデータを処理して、マトリクス表を作成し、重要と思われる対象者を5人程度選定するだけ。
- 結局、ヒヤリングの前処理をする事務の者の養成と外部アドバイザーの養成が重要。前処理については、定型化して各大学で共通に利用することも不可能ではない。
- 今後、これら人材養成のための講演や講座は益々必要となるものと思われる。

COIからリスクマネジメントへ

- COIをコンプライアンスの一環として捉えることも可能。→COIは狭義のコンプライアンスを超える部分もあるが、広義のコンプライアンスには入る。
- コンプライアンスとリスクマネジメントという考え方から、COIの組織的対応を図る。
- 結局は不正防止ではなく、社会からの追及（誤解）に対して「速やかに」「適切に」お答えして、不必要な問題を発生させないためのマネジメント

ご静聴ありがとうございました。



東京医科歯科大学客員教授
徳島大学客員教授
レックスウェル法律特許事務所所長
弁護士・弁理士 平井昭光